

ヒト余剰胚研究是非の再考 —ドイツにおける「妊娠中絶」と「人間の尊厳」という二つの論点—

船木 祝

札幌医科大学医療人育成センター教養教育研究部門哲学・倫理学教室

Rethinking the Problems in Human Unused Embryos Research: Two Issues of “Abortion” and “Human Dignity” in Germany

Shuku FUNAKI

Philosophy and Ethics Division, Medical Education Center, Sapporo Medical University

わが国では、2007年11月以降、iPS細胞の作製が注目を浴び、ヒト余剰胚からのES細胞作製といった倫理的問題はクリアされたかのような観がある。しかし、iPS細胞の性能を調べるには、ES細胞との比較が不可欠であるため、今後、かえってES細胞研究が加速度的に進められていくのではないかと見られている。したがって、ヒト余剰胚研究問題はけっして片づけられたものではない。そこで本稿において、「胚保護法」制定に至るまで、ヒト余剰胚研究問題を巡って1980年代後半のドイツで集中してなされた議論を改めて考察し、その特徴を浮かび上がらせ、わが国の報告書では前面にとり上げられなかった論点を明確にし、万能細胞研究の今後のあり方の再考を促したいと思う。考察を進める中で、ドイツでは、「妊娠中絶」と「人間の尊厳」という二つの論点を巡って激しい議論が交わされたことが明白になる。「妊娠中絶」という論点が他の生命倫理の諸問題を巡る議論の基礎をなしており、また「人間の尊厳」概念は、その取り扱い方次第で意見を分かつことになる程の重要な位置を議論において占めている。

1 はじめに

わが国では、ヒト余剰胚研究に関して、文部科学省「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」(2001年9月施行)により、「受精後14日以内」の利用が基礎的研究に限って承認されている。そして総合科学技術会議生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(最終報告書)」(2004年7月23日)は、「ヒト胚の作製・利用」に関して、「生殖補助医療研究目的」でなら例外的に容認し得るとし、「人クローン胚の作製・利用」も、難病等に対する再生医療の研究のためには、拒絶反応の問題の解決策として、基礎的な研究に限定して、やはり例外的に容認し得るとした¹⁾。同報告書の議論は、一方で「人の存在や生命」と、他方で「人々の健康と福祉に関する幸福」との比較衡量に基づいている。そして、前者に関しては、ヒト胚は「人の生命の萌芽」であるとしても「人そのもの」ではなく、また原始線条形成までのヒト胚は「ヒト個体」とはいえないような法的地位しか有していないとされ、後者に対しては、「生殖補助医療技術」の

さらなる向上が、それから、人クローン胚の作製・利用を巡っては、「拒絶反応の問題」解決の可能性が指摘される。そのような比較衡量の結果、後者の重要性が優位とされ、人クローン胚研究容認への道が開かれたといえる²⁾。一方、ドイツにおいては、「胚保護法」(1991年1月施行)により、ヒト胚を「生命維持以外の目的で、譲渡、取得、利用する者は、3年以下の自由刑もしくは罰金刑に処する」として、ヒト余剰胚研究は禁じられ、「他の胚、胎児、ヒトもしくは死亡した者と同じ遺伝形質をもつヒト胚が生まれる事態を人工的に生じさせる者は、これを5年以下の自由刑もしくは罰金刑に処する」とあるように、人クローン胚作製も刑法によって禁じられている³⁾。このように、ドイツでは厳格な刑法の下、ヒト胚研究が禁止されていることが分かる。わが国では、2007年11月以降、iPS細胞の作製が注目を浴び、ヒト余剰胚からのES細胞作製といった倫理的問題はクリアされたかのような観がある。しかし、iPS細胞の性能を調べるには、ES細胞との比較が不可欠であるため、今後、逆にES細胞研究が加速度的に進められていくのではないかと

見られている⁴⁾。したがって、ヒト余剰胚研究問題はけっして片づけられたものではない。そこで本稿において、「胚保護法」制定に至るまで、ヒト余剰胚研究問題を巡って1980年代後半のドイツで集中してなされた議論を改めて考察し、その特徴を浮かび上がらせ、上のわが国の報告書では前面にとり上げられなかつた論点を明確にし、万能細胞研究の今後のあり方の再考を促したいと思う。

2 「胚保護法」以前の動き

ドイツで生殖補助医療全般に関して最初の本格的議論を示したのが、いわゆる「ベンダ報告」である。1984年5月、前連邦憲法裁判所所長ベンダ (Ernst Benda) 議長の名に従つて名づけられた、「ベンダ委員会」と通称される「連邦研究技術大臣、連邦法務大臣との共同研究グループ」が、当時の同省連邦大臣エンゲルハルト (Hans A. Engelhard) とリーゼンフーバー (Heinz Riesenhuber) によって設置された。全部で9回、そのつど2日間にわたる会議が開かれ、当委員会から1985年11月最終報告書が提出された。これがいわゆる「ベンダ報告」である⁵⁾。ベンダ委員会は全般的視野から生殖医療問題に取り組むものであつて、その論述には自然科学全般、医学全般、宗教、哲学、心理学、法律といった様々な分野の、特に、道徳神学、生物学、獣医学、社会倫理学、産婦人科学、人間学、遺伝学、ヒト遺伝学等の専門家の意見がとり入れられている。「ベンダ報告」は、大多数の委員の意見として、研究目的のためのヒト胚の「作製」は認められないとするが、ヒト胚「研究」の方は「病気の認識、防止、緩和、もしくは高位の医学上の確定的認識に役立つ」場合に限つては認められるという立場をとる。これは、全部で19名の様々な専門分野の委員から構成される研究グループの有する性格から、合意に基づいて明確に表明されるところの、法律上の規制に関する「勧告」が慎重なものにならざるをえなかつたことに起因すると思われる。また、参加者の内、法学者としては、ベンダ (憲法学者)、ドイチュ (Erwin Deutsch、民法学者)、エーザー (Albin Eser、刑法学者) の三名が挙げられるが、その中でも唯一刑法学者であったエーザーの発言力が見逃せないであろう。「ベンダ報告」は、1986年4月の連邦法務省「胚保護法討議草案」にとり上げられた。同討議草案は、その題目からも窺われるよう、その後の「胚保護法」を巡る議論のための基礎となつたものである。その後、連邦法務省により1986年12月に設置された「生殖医学に関するドイツ連邦・州共同研究グループ」が、1988年8月最終報告書を提出し、この最終報告書を基に1988年10月に連邦法務省「胚保護法作業草案」

が作成され、これを連邦政府「胚保護法草案」(1989年8月)が引き継ぎ、1990年12月に「胚保護法」が制定され、同法は1991年1月より施行されている⁶⁾。

「ベンダ報告」は、高位の医学的認識に役立つ場合に限つて、ヒト余剰胚研究を容認している。この点は、ヒト余剰胚研究を厳格に禁止する「胚保護法」と一致していない。どうしてこのような違いが生じたのだろうか。また、「ベンダ報告」から「胚保護法」制定に至るまでの過程でどのような議論が展開されたのだろうか。その間の経緯を知るための議論として、テュービンゲン大学 (1986年11月21日-23日)、及びオーバーヨッホ / アルゴイ (1987年1月16日-18日) にて開催された「刑法と人類遺伝学」と題されるシンポジウムをとり上げたい⁷⁾。このシンポジウムにおいて争点となったものが、上記連邦法務省「胚保護法討議草案」(1986年4月)である。同討議草案の2条2項は、認可条件を守つて体外受精がなされた限り、ヒト余剰胚実験を許容している。討議草案におけるヒト余剰胚研究に関するこの規定を巡つて、当シンポジウムにおいて活発な議論が交わされた。シンポジウムのパネラーには、ベンダ委員会で刑法上の取り扱いに関して強い発言権を持ったと考えられるエーザーがあり、また、連邦政府「胚保護法草案」(1989年8月)を経て、1990年12月に「胚保護法」が制定される間の、1990年3月9日の連邦議会法務委員会における専門家聴聞にエーザーと共に招かれた刑法学者ギュンター (Hans-Ludwig Günther) がいる⁸⁾。当シンポジウムでヒト余剰胚研究を結論的に認容する立場をとつたのは、エーザーとフェヒナー (Erich Fechner) であり、これに対し否定的立場をとつたのが、フィツトゥム (Wolfgang Graf Vitzthum) 及びケラー (Rolf Keller) である。また、当面はヒト余剰胚研究の全面禁止が望ましいと結論づけたのが、ギュンターである。

3 ヒト余剰胚研究を巡る肯定的法・倫理的議論

エーザーは⁹⁾、まず、議論を進めていくうえでの三つの前提を提示する。ひとつは、「人間の尊厳」概念の過剰な使用を控えること。それはつまり、当該概念の強圧的使用は、かえつて人間尊厳保護に関する社会的合意を破壊しかねないからである。二つには、「胚の道徳的地位」の問題について論ずることを法政策上回避すること。「胚の道徳的地位」を巡る議論においては、意識的であれ無意識的であれ、それぞれの陣営の利害や偏見が議論を後押しするからである。そこでエーザーは、「自然科学的にも異論の余地がない」前提を議論の出発点とするべきだ、と述べる¹⁰⁾。そして三つ目に、初期胚が「種特有のヒトの生命 (artspezifisch menschliches Leben)」であることには

ヒト余剰胚研究是非の再考

誰も異論はないであろうから、これを議論の出発点とするべきである、という。つまり、少なくとも植物や他の動物種とは異なる人の受精卵が問題になっており、ヒト胚は遺伝上人間としての発達形態を具有する「潜在的主体」であることは確かだというのである。このような議論の出発点の下に、次に、エーザーは、法共同体が「人としての可能性を備えている生物」をどの程度尊重すべきであるかについての判定を試みる。その際エーザーは、「潜在的主体」であるヒト胚保護に関する法共同体による評価を、一律に論じるのではなく、次の三つの研究形態に即して考察するべきだとする。①「当該胚自身にとって役立ち得る」ような研究、いわゆる「病気の認識、予防または除去」のための「治療的実験 (Heilversuch)」——これを禁止する理由はないといわれる。②「当該胚のため」ではなく、「別の胚、人間または世代に役立ち得る」ような研究——いわゆるこのヒト余剰胚研究は、「胚の死滅がどっちみち避けられ得ず」、しかも「体外受精技術の改良」や「遺伝病、癌の原因の研究」などといった「高度の医学的認識目標」のためになされるとするならば、正当化されると述べられる。③ヒト胚が「もっぱら意図的に研究目的のために作り出される場合」、すなわち作製と同時に研究利用のために廃棄されることへと運命づけられるような場合——この場合は「人の生命」が「全面的に手段化」されるのであって、胚の犠牲は「重要な研究計画」によってもとうてい埋め合わせられるものではないとされる¹¹⁾。

フェヒナーも¹²⁾、ヒト余剰胚実験に対して肯定的な立場を表明した。まずフェヒナーは、「人間の尊厳」に関しては、発展説に与する。すなわち、人間は、いわば「人間の尊厳」という「可能なものにすぎないことを現実に生成せしめる」課題を担った存在者であると見なし、「人間の尊厳」を可能性から現実性への途上にあるものとして発展的に捉える説である。次にフェヒナーは、ヒト胚を巡る諸問題において、「出生前と出生後の生命」を同一視する人たちを批判する。「人の生命」を「母胎外の人間」においても「胚」においても同様に扱うべきだとするこうした主張は、判断者の主観的見解を示すにすぎないのであって、そこで議論が終わってしまっては現実に即した何ら実りある成果は得られない、という。フェヒナーは、「胚はまだ人間ではない」段階の存在であるとしても「それは争いもなく人の生命である」という客観的見解を出发点としたうえで、事実に即した利益衡量をする方が建設的な議論を導き出すことができるとする。このように、生命保護に段階的区別をつける見解に基づくならば、発育段階の低い存在は、高い存在よりも、その生命に対する保護要求は低くなるといえよう。さらに

フェヒナーは、現行法との一貫した議論を展開するために、旧西ドイツ 1976 年刑法における「妊娠中絶不可罰」における利益衡量のあり方を引き合いに出す。旧西ドイツ刑法 218 条に従うと、妊婦への生命の危険等を理由とする医学的適応だけではなく、社会的適応においても、妊婦及びその家族の一般的社会的状態が重大なコンフリクトを生ぜしめる場合には、中絶は受胎後 12 週以内に行われるならば不可罰とされる¹³⁾。したがって、「妊娠中絶」においては、「人格の自由な発展を求める母親の権利と生まれていない生命の保護との間の衝突 (Konflikt)」が問題とされ、結果的に母親の利益において決定された、とフェヒナーは指摘する。こうした法的状況を踏まえて、フェヒナーは、次のように結論づける。妊娠中絶においては母親と緊密な関係にある胎児の生命保護が否定されている。すなわち、「近親関係にある者」の葛藤は大きいにもかかわらず、胎児の生存権よりも母親の利益において決定されている。ましてのこと母親との「緊密な関係」が認められにくい体外にある胚に関しては、その生命を保護すべき強度は一層弱まるはずだ。しかも、「母親の役割を避けようとする女性」の人格権よりも、「研究が役立てられるべき不特定多数」の将来の人々の生命の維持の利益の方が優先されるべきだ、と。以上のように、フェヒナーは、人間と胚の地位の段階的区別を設け、かつ妊娠中絶法における妊娠中絶不可罰を引き合いに出すことによって、ヒト余剰胚研究容認の道を切り開こうとしていることが分かる。

4 ヒト余剰胚研究を巡る否定的法・倫理的議論

4-1 無条件的否定

では同シンポジウムにおいてヒト余剰胚研究に対して否定的な立場をとった論者はどのような議論を展開しているのであろうか。

フィツツトゥムによれば¹⁴⁾、「人間の尊厳の保障」(基本法 1 条 1 項) の保護内容は抽象的に考察されるべきものではなく、「具体的な個別事例」ごとの検証作業を要するものだとされる。そこでフィツツトゥムは、ヒト余剰胚研究の是非を、基本法 1 条 1 項に即して次の二つの観点から検討する。①「共同体の目的」のための研究の具体的な内容が、胚を「消費する (verbrauchen)」ほどに十分に正当なものであるかどうか、という点——フィツツトゥムによれば、もし十分な研究上の正当性なくして胚が「自由な処分に委ねられる」場合、それは「人間の尊厳」侵害になるとされる。そして、現段階においては、「抽象的な高次の研究上の利益」しか提示されておらず、「エイズや癌の基礎研究」といってもそれだけではとうてい胚を消費することを申し開きできるものではない、といわれ

る。②ヒト余剰胚を他人の健康や生命上の利益のために利用するという行為自体が、果たして「人間の尊厳」侵害に当たるかどうか、という点——フィットツムによれば、こうした行為自体が、ヒト余剰胚を「他人の生命のために犠牲」にするものであり、それを「客体として自由な処分に委ね」るものであるがゆえに、「人間の尊厳」侵害に当たるとされる。

ケラーは¹⁵⁾、フェヒナーが上述のようにむしろそれを基にヒト余剰胚研究を容認すべきだとしたところの旧西ドイツ刑法218条の妊娠中絶不可罰に関する、次のように述べる。218条において「法定刑が異なることは、保護されるべき法益、すなわち、人間の生命の評価が異なることをもって説明されるのではなく、妊娠期間中の母親と胎児の自然な共生的結合が異なる法益をほとんど解消不可能な利益衝突へと追いやる、という事情から説明されるのである」と。つまり、妊娠中絶が不可罰であることは、ある期間までのヒトの生命が低く評価されることに拠るのではなく、その期間の母親の有する特別の肉体的精神的負担に拠って説明されるべきだ、ということである。さらにケラーは、胚を使っての消費的研究に関する論究を進める。ケラーは、「水準の高い医学上の知見のために行われるのであるならば、余剰胚を使っての消費的な研究は実施されることが許されている」というエーザーに代表される立場には与しない。その一方でケラーは、後に見るところのギュンターにおけるように、現段階では研究有効性の立証が不十分なことから、当面ヒト余剰胚を全面禁止するべきだとする立場にも従わない。もしそうであるとするなら、医学が「十分な説得力をもって、消費的研究によってこれまで不治の病人であった患者の回復のチャンス」を説明し得る日がくれば、胚研究は許されることになる。ケラーは、研究の有効性が不十分であるにもかかわらずヒト胚研究を実施しようとする姿勢に、「人間の尊厳」侵害を認めるだけでは不十分であるとし、余剰胚研究のあり方そのものが、「人間の生命をもはや主体と見なしておらず、手段と見なす」ものだとする。したがって、上のフィットツムの立場に与しているといえよう。

4-2 暫定的否定

ギュンターは¹⁶⁾、まず、胚を「研究目的」で作製することは、胚を全面的に手段化するものであり、典型的な「人間の尊厳」侵害事例に当たるとする。次に、ヒト余剰胚研究に関しては、ヒト胚に対する「人間の尊厳」保護要求はあるのだが、その一方で、その「生命権」に対しては比較衡量が許されることから、ギュンターは、ヒト胚の「生命権」についてのさらなる考察を進める。そして、「一切の生命は、その将来の期

間を考慮せず、一切の他の生命と法的には同じである」という基本的原則に依拠しつつ、個々の「葛藤状況」における刑法上の保護のあり方を問う。

まず、「一切の生命は平等である」という原則から出発するギュンターによれば、「瀕死の胚」の生命にとって「危険な状況は甘受されなくてはならないとしても、それをさらに確実な死に晒す必要はない」。それが他の生命と比較衡量されるためには、その生命が単に将来的に救済されるだろうというだけではなく、具体的・現実的にその治癒可能性が示されなければならない。したがって、医学的意義と有効性が具体的・現実的に示されるまでは、ヒト余剰胚研究は禁止されるべきだと、という。

次に、ギュンターはフェヒナーを批判して、「妊娠中絶」とヒト胚研究における葛藤状況の相違にもっと注意すべきだ、と主張する。ギュンターは、二つの葛藤状況を以下のように区別する。

妊娠中絶：胚の生命と「女性の人格権」が衝突している。胚は母胎内の保護の下にある。

ヒト胚の消費的研究：胚の生命と「個人的研究関心、及び一般公衆の健康の関心」とが衝突する。ヒト胚は「ほとんどコントロールできない干渉の可能性に晒されている」。

以上の考察から、ギュンターは、妊娠中絶が不可罰であることを引き合いに出すことによってヒト余剰胚研究の不可罰性を導き出すことはできない、と主張する。すなわち、一方では、妊娠により重大な肉体的精神的負担を蒙る母親と胚の生命が衝突しており、他方では、研究者及びその恩恵を蒙る人たちの利害が対立している。妊娠した女性が胎児を中絶する場合の葛藤と、研究者が一般公衆の健康のために胚を殺害する際の葛藤とは、単純に比較できるものではない。妊娠中絶不可罰の理由は、母親の側の重大な負担にある。ヒト余剰胚の場合、周囲の者の肉体的精神的負担は少ない。したがって、その殺害を不可罰にし得る根拠も弱まる。さらに、葛藤が少ないとされる胚の生命の方が、統制困難な干渉の危険に晒されるので、その保護要求はより高まるはずだ、とされる。

5 結 語

以上、「胚保護法」制定に向けて有力な見解を示した論者の議論を追ってきたが、そこには次の三つの特徴があると思われる。第一に、そこではヒト胚の側の性質（原始線条や神経細胞など）を基に議論が進められていない、という点である。ヒト胚を人間と見なすための「客観的性質」については、それぞれの陣営の立場や利益を守るために恣意的な線引きがなされる、

ヒト余剰胚研究是非の再考

というエーザーの警告がその背景のひとつにあるものと思われる。第二に、妊娠中絶問題が議論の基礎にあるという点である。妊娠中絶は欧米においては正面からとり上げられる問題であって、それを踏まえて他の生命倫理における問題を論じられることが多い。この点わが国におけるヒト胚研究に関する議論では、そのとり上げられ方はきわめて控えめなものだといわざるをえない¹⁷⁾。第三に、上述の議論を見ると、ヒト余剰胚研究問題を巡って、「人間の尊厳」概念の取り扱いに関して様々な態度が示されていることが分かる。ひとつは、「人間の尊厳」概念を論述において後退させる場合である。つまり、「人間の尊厳」概念の刑法上の適用を極力避けようとするか(エーザー)、あるいは「人間の尊厳」概念に関しては発展説に与しながら、論証の中心には「妊娠中絶不可罰」との「一貫性」を置く場合である(フェヒナー)。二つ目は「人間の尊厳」概念を議論の前面に打ち出す場合である。その中でも、ヒト余剰胚研究のあり方そのものをすでに「対象の道具化」と見なして、そこに「人間の尊厳」侵害の危険要因を認める場合(フィツツトゥム及びケラー)か、「研究の有効性の立証十分性」を問題とする場合(ギュンター)がある。このように「人間の尊厳」概念の取り扱い方の違いにより、ヒト余剰胚研究に関する意見も異なっていることが分かる。その際、大きく分かれるのは、「人間の尊厳」概念適用を極力避けるエーザーが、将来的高次の医学的認識可能性を基にヒト余剰胚研究を認めているのに対し、「人間の尊厳」を胚に対しても認めるギュンターが、ヒト胚の生命権の侵害を、他の生命の具体的・現実的な治癒可能性が示されるまで禁止すべきだとしている立場であろう。このように、「人間の尊厳」概念が中心的論点に据えられており、その取り扱い方如何でヒト胚の生命保護のあり方にも違いが生じていることが分かる。「胚保護法」は、当該概念を重視する方向でドイツ生殖補助医療政策の舵を切ったものだといえよう。冒頭のわが国の報告書におけるようにそもそも「人間の尊厳」が実質的議論にとり上げられないやり方では、ヒト胚の生命の置かれる議論の環境はきわめて厳しいものとなるにちがいない。近年、「人間の尊厳」概念の関係主義的なとらえ方が取り沙汰されている¹⁸⁾。このような見方は、注目されるべきものだと思われるが、その検討は今後の課題として本稿を終わりとしたい。

文献と注

- 1 同生命倫理専門調査会の性格、及び調査会内部の審議経過の状況については、以下の報告を参照。
旗手俊彦、栗原千絵子「生命倫理専門調査会その問題点(その1)」平成16年度科学研究費基礎研

- 究(B)(1) NO.16320002、ファイザーヘルスリサーチ振興財団平成15~16年国際共同研究(B)編『生命科学における倫理的法的・社会的諸問題I』、33-81頁。
- 2 拙稿「ヒト胚研究を巡る『人の生命』と『人類への利益』についての哲学的考察」『医学哲学・医学倫理』第24号、2006年、2-3頁参照。
- 3 但し一方では、2002年7月より施行されたいわゆる「幹細胞法」によって、2002年1月1日以前に採取されたヒトES細胞株に限って、輸入、研究利用することが容認された。「幹細胞法」については、拙稿「ドイツ『幹細胞法』制定をめぐる倫理的・法的議論の経緯——『人間の尊厳』概念の射程——」『医学哲学・医学倫理』第22号、2004年、17-25頁参照。
- 4 松島哲久・盛永審一郎編『薬学生のための医療倫理』丸善株式会社、2010年、138-139頁参照。
- 5 「ベンダ報告」の拙訳は、以下に収められている。「連邦研究技術大臣、連邦法務大臣との共同作業部会報告『体外受精、ゲノム解析及び遺伝子治療』」平成15年度科学研究費補助金基盤研究B(1)NO.14310016研究グループ編『統・独仏生命倫理研究資料集(下)一独仏を中心としたヨーロッパ生命倫理の全体像の解明とその批判的考察—』、336-380頁。
- 6 以上の「ドイツ胚保護法」を巡る周辺動向並びに成立過程に関する記述は、次の文献による。アルビン・エーザー、山中敬一訳「胚子の刑法上の保護」『ノモス』第2号、1991年、248頁、川口浩一・葛原力三「ドイツにおける胚子保護法の成立について」『奈良法学会雑誌』第4巻第2号、1991年、77,82-87頁、盛永審一郎『『ドイツ胚保護法』は情け知らずか』長島隆・盛永審一郎編『生殖医学と生命倫理』太陽出版、2001年、注(1)・(2) 273頁、同『『人間の尊厳』と『生命の尊厳』——『ドイツ胚保護法』をてがかりに——』『理想』第668号、2002年、82-84頁及び注(1)・(2) 92頁、ガブリエル・ヴォルフスラスト、浅田和茂・滝本シゲ子訳「遺伝子医療の限界としての法」龍谷大学「遺伝子工学と生命倫理と法」研究会編『遺伝子工学時代における生命倫理と法』日本評論社、2003年、26-27頁。
- 7 当シンポジウムでの発表を基に各論者が執筆した論稿は、以下の文献に収められている。Vgl. Hans-Ludwig Günther/ Rolf Keller (Hrsg.) , *Fortpflanzungsmedizin und Humangenetik-Strafrechtliche Schranken? Tübinger Beiträge zum Diskussionsentwurf eines Gesetzes zum Schutz von*

- Embryonen, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)*, Tübingen, 1987 (=FH). ギュンター / ケラー編著、中義勝・山中敬一監訳『生殖医学と人類遺伝学—刑法によって制限すべきか?』成文堂、1991年。
- 8 川口浩一・葛原力三「ドイツにおける胚子保護法の成立について」〔前注6〕、89頁参照。
 - 9 以下のエーザーの論述に関しては、vgl. Albin Eser, *Forschung mit menschlichen Embryonen in rechtsvergleichender und rechtspolitischer Sicht*, in: FH, S.263-292. 邦訳「比較法的・法政策的視点における人の胚子の研究」、283-316頁を参照。
 - 10 アルビン・エーザー、山中敬一訳「胚子の刑法上の保護」〔前注6〕、242,244-245頁。
 - 11 同上 246頁。
 - 12 以下のフェヒナーの論述に関しては、vgl. Erich Fechner, *Nachträge zu einer Abhandlung über Menschenwürde und generative Forschung und Technik*, in: FH, S.37-59. 邦訳「人間の尊厳と生殖研究および生殖技術に関する論策補遺」、39-64頁を参照。
 - 13 Vgl. FH S. 123,125-126,128. 邦訳 131-134頁参照。尚、旧西ドイツ刑法218条にあったところの「胎児条項」は、1995年の法改正により削除される。盛永審一郎「着床前診断に対する倫理的視座——ドイツの議論を通じて——」長島隆・盛永審一郎編『生殖医学と生命倫理』太陽出版、2001年、89頁参照。
 - 14 以下のフィッツトゥムの論述に関しては、vgl. Wolfgang Graf Vitzthum, *Rechtspolitik als Verfassungsvollzug? Zum Verhältnis von Verfassungsauslegung und Gesetzgebung am Beispiel der Humangenetik-Diskussion*, in: FH, S. 61-78. 邦訳「憲法の執行としての法政策? ——人類遺伝学論議を範とする憲法解釈と立法の関係について——」、65-86頁を参照。
 - 15 以下のケラーの論述に関しては、vgl. Rolf Keller, *Beginn und Stufungen des strafrechtlichen Lebensschutzes*, in: FH, S.111-135. 邦訳「刑法における生命保護の開始と段階」、123-149頁；ders., *Fortpflanzungstechnologie und Strafrecht*, in: FH, S.193-209. 邦訳「生殖工学と刑法」、211-228頁を参照。尚、ケラーは、上記「生殖医学に関するドイツ連邦・州共同研究グループ」が、1987年12月に提出した中間報告書に対して、さらなる刑法的サンクションの必要性を説いた者として、そして同研究グループによる1988年8月の最終報告書の作成に影響を及ぼした論者として知られている。川口浩一・葛原力三「ドイツにおける胚子保護法の成立について」〔前注6〕、86-87頁参照。
 - 16 以下のギュンターの論述に関しては、vgl. Hans-Ludwig Günther, *Strafrechtlicher Schutz des menschlichen Embryos über §§ 218 ff. StGB hinaus? -Eine Exemplifizierung kriminalpolitischer Grundsätze der Verhaltenskriminalisierung in neuen Grenzbereichen von Recht und Medizin*, in: FH, S.137-176. 邦訳「刑法218条以下を越えて、さらに刑法によって人の胚子を保護すべきか——法と医学の新たな限界領域における行動の犯罪化の刑事政策的諸原則の例示——」、151-191頁を参照。
 - 17 香川知晶「中絶と出生前診断」今井道夫・香川知晶編『バイオエシックス入門』東信堂、2010年、52頁参照。
 - 18 村松聰『ヒトはいつ人になるのか——生命倫理から人格へ——』日本評論社、2001年、203-242頁、拙稿「いま生命倫理学に求められている人間観とは」総合人間学会編『戦争を総合人間学から考える』学文社、2010年、161-162頁参照。